

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆ ネット通販での購入時には
最終確認画面のスクリーンショットを保存しましょう
- ◆ 定期購入「返品」だけでは解約になりません
- ◆ 消費生活センターからのお知らせ
- ◆ 証券口座の乗っ取り被害にご注意ください！（宮城県金融広報委員会）



2025

7 July
月号

第184号



やってみよう！

ネット通販での購入時には

最終確認画面のスクリーンショットを保存しましょう！

ネット通販での購入時には、
最終確認画面の
スクリーンショットを
保存しましょう！

スクリーンショットを
買う前に習慣化！

消費者庁



その通信販売は大丈夫？
契約前に最終確認画面を
よく確認しましょう！

通信販売で商品等を購入する場合には、
最終確認画面に表示された契約条件をよく確認してください。

01

分量

数量、回数、期間等を表示
定期購入契約の場合、
各回の分量、総分量も表示

02

販売価格・対価

複数商品を購入する場合、
支払総額も表示
定期購入契約の場合、
2回目以降の代金も表示

03

支払の時期・方法

定期購入契約の場合、
各回の代金請求時期
も表示

04

引渡・提供時期

定期購入契約の場合、
各回の商品発送時期
も表示

05

申込みの撤回、
解除に関すること

返品や解約の条件、方法、
効果等を表示
解約申出に期間がある場合、
申出期限を表示

06

申込期間
(期限のある場合)

季節商品のほか、
期間限定販売を行う場合、
その申込期間を表示

◆ 契約は取消しできるの…？

事業者側が上記事項について表示しないことなどにより、消費者に誤解を与えた場合、誤解して申込みをした消費者は、契約の申込みの意思表示を取り消せる場合があります。

◆ 失敗しないために出来ることは…？

最終確認画面の表示内容のスクリーンショット等は、上記取消しの場合に証拠になります。

◆ 契約について不安で相談したい…

最終確認画面に上記事項の表示がない場合は、

消費者生活ホットライン **1188** にすぐご相談ください。



消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター イセヤン

注目!

定期購入「返品」だけでは解約になりません

事例 1



ネット広告で見たサプリを注文した。1 回だけのお試しのつもりだったのに、2 回目が届いたので送り返した。すると、請求書だけが送られてきた。支払う気はないので放置していたら法律事務所から通知が来た。どうしたらよいか。

事例 2



SNS の広告を見てお試し商品の美容液を買った。その後同じ商品が届いたが、注文した覚えがないのでその旨と解約希望の書面を同封して返品した。その後も請求書などは届いていたが無視していたところ、先日、法律事務所からこの請求について最終通告のような封書が届いた。商品が手元がないのに請求されるとは納得がいかない。

★ ひとこと助言 ★

- ◆低価格やお試し等を強調する広告を見て、1 回だけのつもりで商品を注文したら実は定期購入だったというケースがあります。
- ◆自分は 1 回分しか注文していないからと、商品を返送したり受け取り拒否したりしても、それだけでは解約にはならないので注意しましょう。
- ◆ネットで購入する際は、最終確認画面などで定期購入になっていないか、解約方法・条件、支払総額などをしっかりと確認しましょう。また、これらの記載はスクリーンショットで必ず保存しましょう。
- ◆誤認するような表示があった場合などには、申し込みを取り消せる場合があります。困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン 188）。



消費生活センターからのお知らせ

CHECK

募集中!



宮城県消費生活相談員
人材バンク登録者募集中
～あなたの経験を地域の力に～

県内で消費生活相談員の就職を希望
又は検討されている方は、「宮城県消
費生活相談員人材バンク」への登録を
お願いします。

※登録により就職先を保証するものではありません

宮城県 消費生活員相談員 人材バンク



7月のカレンダー

日	月	火	水	木	金	土
6/29	6/30	1	2	3	4	5
休	○	○	○	○	○	○
6	7	8	9	10	11	12
休	○	○	○	○	○	○
13	14	15	16	17	18	19
休	○	○	○	○	○	○
20	21	22	23	24	25	26
休	休	○	○	○	○	○
27	28	29	30	31	8/1	8/2
休	○	○	○	○	○	○

- ◆ 宮城県消費生活センターの 7月の相談受付日は、左表の○印の日です。
- ◆ 毎週日曜日・祝休日はお休みです。また、7月14日(月)の午前中(相談員研修)はお休みとなります。
- ◆ 消費者ホットライン「188」に
お電話いただくと、お近くもしくは、
開所している市町村や、
都道府県の消費生活相談窓口に
つながります。

消費生活相談



出典：消費者庁イラスト集

消費生活相談窓口

消費者ホットライン
ひとりで悩まず まず相談!

最寄りの消費生活相談窓口につながります。
お住まいの郵便番号をお手元において、お電話すると便利です。



宮城県消費生活センター
☎022-211-3123

相談時間 月～金 9時～17時
土 9時～16時(祝日・年末年始除く)



◎ 各県民サービスセンター相談窓口

(相談時間 月～金 9時～16時 祝日・年末年始除く)

仙南圏

大河原地方振興事務所
県民サービスセンター

☎0224-52-5700

大崎圏

北部地方振興事務所
県民サービスセンター

☎0229-22-5700

栗原圏

北部地方振興事務所栗原地域
事務所県民サービスセンター

☎0228-23-5700

石巻圏

東部地方振興事務所
県民サービスセンター

☎0225-93-5700

登米圏

東部地方振興事務所登米地域
事務所県民サービスセンター

☎0220-22-5700

気仙沼圏

気仙沼地方振興事務所
県民サービスセンター

☎0226-22-7000



電子申請による
消費生活相談は
こちらから

*回答は、消費生活相談員から電話で行います。



X(旧 Twitter)

やってます



©宮城県・
(株)旭プロダク
ション

◎各市町村にも相談窓口があります。詳しくは、各市町村へお問い合わせください。

証券口座の乗っ取り被害に ご注意ください！



お金や暮らしの知恵を学びましょう！

近年、インターネット上で簡単に取引ができるようになったことや、2024年1月から新しいNISA制度が始まったことなどを受けて、証券口座の開設数が増加しています。

証券口座で取引を行う「株式」や「投資信託」は、預貯金や国債と比べるとリスク（値動き）がある金融商品で、元本割れしてしまう可能性があります。「長期」「積立」「分散」といったポイントを押さえることで、リスクを軽減し、安定的な資産形成を期待することができます。

しかし、2025年に入り、証券口座の乗っ取り被害が急増しています。自分の取引パスワードなどが盗まれ、保有している金融商品を勝手に売られてしまったり、別の金融商品を購入されてしまったことが報告されています。

口座の乗っ取りは、どのようにして発生するのでしょうか。また、私たちは、どのような点に気を付ければよいのでしょうか。

不正取引の発生状況

	2025年1月	2025年4月	2025年5月	合計
不正取引が発生した証券会社数	2	9	16	—
不正取引の金額	約 1.5 億円	約 2,886 億円	約 2,094 億円	約 5,240 億円

どのような手口で口座が乗っ取られるの？

手口の一つが、フィッシングです。証券会社になりすましたメールが送られてきて、記載のあるURLにアクセスすると本物そっくりの偽物のサイトに誘導されます。そこでパスワードなどを入力してしまうと、相手が自分の口座を自由に操作できるようになってしまいます。

なりすましのメールには、「異常な取引が確認されたため、至急ご確認ください」、「取引継続のために、お客様情報の再確認が必要です」などといった、緊急性・重要性の高い内容が書いてあることがあり、焦る気持ちを引き起こさせます。

また、別の手口として、コンピュータウイルス

感染により、パスワード等の情報が盗まれてしまうこともあります。

どういう点に気を付ければいいの？

不審なメールは開かない、メールに記載されたURLをクリックしない、パソコンなどのセキュリティは常に最新の状態にしておくなどの対策をしましょう。また、各証券会社では、セキュリティを強化するため、「**多要素認証**」（パスワードとは別の情報で本人確認をする方法）を順次取り入れています。多要素認証は、取引をするためにパスワード以外の情報も設定・入力する必要があり、煩雑にはなりますが、大切な資産を守るためには必須です。

出典：金融庁ホームページ